

# 環境保全型農業に取り組むみなさまへ

## 環境保全型農業直接支払交付金では「環境負荷低減のチェックシート」の取組を交付要件としています。

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組むとともに、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入しました。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

要件化に伴い、本交付金では、これまで「みどりのチェックシート」としていた事業要件から、「環境負荷低減のチェックシート」に改正しました。

## 取り組んでいただく内容

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に  
総合的に配慮するための基本的な取組

✔ 適正な施肥

✔ 適正な防除

✔ エネルギーの節減

✔ 悪臭・害虫の発生防止

✔ 廃棄物の発生抑制  
循環利用・適正処分

✔ 生物多様性への悪影響の防止

✔ 環境関係法令の遵守

環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

●実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。

●翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

※民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略することができます。

（注1）農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

（注2）翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

お問い合わせ先

取組を行う農地の所在する市町村、都道府県

または農林水産省農産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499